

20. 宿泊税徴収取扱費(宿泊税徴収事務費委託金)

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
市町村 [道府県]	<p>福岡県は、福岡市が宿泊税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、下記の通り徴収取扱費として福岡市に交付する。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>1. 次に掲げる金額の合計額に1/4を乗じて得た金額。</p> <p>①システム開発・改修費(ただし、初期導入費用としてかかる経費のみ)</p> <p>②周知広報・課税帳票の作成から発送までに要する費用</p> <p>③課税に要する人件費</p> <p>④その他県と市において協議の上決定した費用</p> <p>【令和2年度】</p> <p>1. 次に掲げる金額の合計額に1/4を乗じて得た金額。</p> <p>①システム開発・改修費(ただし、初期導入費用としてかかる経費のみ)</p> <p>②周知広報の費用</p> <p>2. 市から県に払い込まれる宿泊税収入額に7%を乗じた額。</p> <p>3. 市が徴収した県の宿泊税に係る徴収金を市が還付し、又は充当した場合における県の宿泊税の徴収金に係る過誤納金に相当する金額及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する額。</p> <p>【令和3年度以降】</p> <p>1. 市から県に払い込まれる宿泊税収入額に7%を乗じた額。</p> <p>2. 市が徴収した県の宿泊税に係る徴収金を市が還付し、又は充当した場合における県の宿泊税の徴収金に係る過誤納金に相当する金額及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する額。</p>	<p>(報告があった日から30日以内に交付)</p> <p>令和元年度：3月</p> <p>令和2年度以降：2月</p> <p>(令和2年度のみ 6月～12月収入分 +1～3月収入見込額 令和3年度以降 4月～12月収入分 +1～3月収入見込額)</p>

区 分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	—	—	—	54,941	28,334